

令和6年度 職業訓練指導員養成講習（48時間講習）案内

この講習は、職業訓練指導員として必要な知識及び指導方法の習得を目的として、職業能力開発促進法の規定に基づき実施するものです。

6日間行われる講習の全課程を修了し、講習最終日に行う確認試験に合格した方は、免許交付の申請をすることで、職業訓練指導員の免許証が交付されます。

なお、この講習は、栃木県の職業訓練指導員（職員）の採用試験ではありません。

1 講習日時・会場

講習日程	定員	講習時間	講習会場
7月 3日(水) 10日(水)	20名程度	8:30 ∩ 17:15	栃木県職業能力開発協会 〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館
4日(木) 11日(木)			
5日(金) 12日(金)			

2 受講資格

No.	受講資格	受講申込書以外の必要書類					
		実務経験の年数	卒業証明修了証写	履修の証明書	技能照査の写し	技能検定合格証写	実務経歴証明書 その他の証明書類
a	技能検定合格者(1級又は単一等級) ※別表をご参照ください	—				○A4	
b	大学卒業業者(免許職種に係る学科を履修)	2	○	○			○ ※○
c	短大・高専卒業業者(")	4	○	○			○ ※○
d	応用課程の高度職業訓練技能照査合格者	1	○		○		○
e	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)技能照査合格者	3	○		○		○
f	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)修了者	4	○				○
g	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)技能照査合格者	6	○		○		○
h	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)修了者(規則別表第2)	7	○				○
i	短期課程の普通職業訓練修了者(規則別表第4:700時間以上)	10	○				○
j	専修訓練課程の養成訓練修了者	10	○				○
k	外国の大学卒業業者(免許職種に係る学科を履修)	2	○				○
l	旧法の認定職業訓練(3年)労基法技能者養成修了者	7	○				○
m	高等学校卒業業者(免許職種に係る学科を履修)	7	○	○			○ ※○
n	旧法の専門的職業訓練(2年:3600時間),認定職業訓練(2年)修了者	8	○				○
o	旧法職業訓練(1年:1800時間),公共職業補導所(1年:1824時間)修了者	10	○				○
p	旧総合職業補導所(1年:1824時間)修了者	10	○				○
q	家事サービス職業訓練担当者	—					○ ○
r	旧法特別高等訓練課程の養成訓練技能照査合格者	3	○		○		○
s	旧法特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	○				○
t	旧法高等訓練課程の養成訓練技能照査合格者	6	○		○		○
u	旧法高等訓練課程の養成訓練修了者	7	○				○
v	旧法専修訓練課程の養成訓練修了者	10	○				○

注1: いずれも免許職種に関する学科、訓練等であることが必要です

注2: 履修証明書は、単位取得証明書または成績証明書でもかまいません

注3: 技能検定職種ごとの職業訓練指導員対応職種については、別表をご参照ください

注4: 実務経験年数は、各課程の修了後または卒業後及び技能照査合格後の年数です
また、その実務経験年数は、免許科目に係る実務経験年数に限りです

※…特別履修証明書

【別表】に掲げる科目と、卒業した教育機関での履修科目が合致するかを審査する書類です
当協会HPのダウンロード項目からダウンロードしてください

3 講習内容 「12訂版 職業訓練における指導の理論と実際」テキストの内容

科目	内容
職業訓練原理	職業訓練の沿革・現状・目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質等
教科指導法	訓練計画、指導の準備・進め方、教材の活用、指導方法の工夫、訓練評価、入校選考等
労働安全衛生	安全衛生の意義・実態、災害原因と防止対策、安全衛生教育、労働と健康等
訓練生の心理	訓練生の心理に関する理論、訓練生の理解、技能習得の心理等
生活指導	生活指導の目的・範囲・方法等
関係法規	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
事例研究	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
確認テスト	上記内容の確認テスト ⇒ 合格者に対し講習修了証授与

4 修了基準

講習の全部を受講し、最終日の確認テストにおいて基準以上の得点を取得した方に、修了証書を交付します。
この修了証書は、職業訓練指導員免許の交付申請をする際の証明書となります。(申請料が別途必要)

5 申込み方法

(1)提出書類 (感染症防止のため原則郵送で申請してください)

(ア)職業訓練指導員養成講習会受講申込書 ~裏面の実務経歴証明書も記入してください。

実務経歴の証明者は、親子又は本人は証明者になれませんので、所属団体(組合)長等、客観的判断が可能な第三者に証明をしていただきますようお願いいたします。

(イ)受講資格を証明する書面 ~受講資格の欄及び、別表を参照してください。

(2)受講料等

(ア)受講料(教材費を含む)および納入方法

会員 . . . 15,000円 (税込、テキスト代込み)

(会員とは、栃木県職業能力開発協会に入会している企業及び団体の従業員又は組合員をいいます)

非会員 . . . 17,000円 (税込、テキスト代込み)

(イ)申込みののち、受講料の振込についてご案内いたします。足利銀行の指定口座にお振込みいただきます。

(ウ)受講料の振込案内及び受講票送付をもって、受講可否証明といたします。

(3)書類の提出先

栃木県職業能力開発協会(48時間講習担当) 〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10栃木県庁舎西別館

(4)書類の提出期間と注意事項

4月15日(月) ~ 5月16日(木) (必着でお願いいたします)

※期限内であっても、会場の都合により、人数を制限し締切場合があります。

※申込みは、職業能力開発促進法第八十六条の二の趣旨から、栃木県関係者(在住又は在勤)を優先します。

【別表】技能検定職種と職業訓練指導員免許職種との対応表

	技能検定職種	対応する職業訓練指導員職種
あ	アルミニウム陽極酸化処理	金属表面処理科
い	印刷	製版・印刷科
	印章彫刻	印章彫刻科
う	ウエルポイント施工	さく井科/土木科
え	エーエルシーパネル施工	ブロック建築科
	園芸装飾	園芸科
か	カーテンウォール施工	サッシ・ガラス施工科
	化学分析	化学分析科/公害検査科
	家具製作	木工科
	菓子製造	パン・菓子科
	型枠施工	建設科
	家庭用電気治療器調整	理化学機器科
	金型製作	機械科
	ガラス製品製造	ガラス科
	ガラス施工	サッシ・ガラス施工科
	かわらぶき	屋根科
き	機械加工	機械科
	機械検査	機械科
	機械・プラント製図	機械科
	機械保全	機械科
	機械木工	木工科
	木型製作	木型科
	貴金属装身具製作	貴金属・宝石科
	義肢・装具製作	義肢装具科
	強化プラスチック成形	プラスチック製品科
	金属研磨仕上げ	該当するものではありません
	金属材料試験	熱処理科
	金属熱処理	熱処理科
	金属ばね製造	該当するものではありません
	金属プレス加工	塑性加工科
	金属溶解	鉄鋼科/鑄造科
く	空気圧装置組立て	該当するものではありません
け	建設機械整備	建設機械科
	建築図面製作	建築科/枠組壁建築科
	建築大工	建築科/枠組壁建築科
	建築板金	建築板金科/塑性加工科
こ	光学機器製造	光学ガラス科/光学機器科
	工業彫刻	機械科
	工業包装	工業包装科
	広告美術仕上げ	広告美術科
	工場板金	塑性加工科
	コンクリート圧送施工	建設科
	コンクリート積みブロック施工	石材科
さ	左官	左官・タイル科
	さく井	さく井科
	サッシ施工	サッシ・ガラス施工科/建築科
	産業車両整備	該当するものではありません
	産業洗浄	該当するものではありません
し	仕上げ	機械科
	紙器・段ボール箱製造	紙器科
	漆器製造	木材工芸科/漆器科
	自動ドア施工	該当するものではありません
	自動販売機調整	電子科/電気科
	写真	写真科
	樹脂接着剤注入施工	該当するものではありません
	酒造	発酵科
	商品展示装飾	該当するものではありません
	織機調整	織機調整科
	寝具製作	寝具科
	紳士服製造	洋服科
す	水産練り製品製造	水産物加工科
	スレート施工	スレート科
せ	製材のご目立て	木工科/製材機械科
	製版	製版・印刷科
	製本	製本科
	製麺	麺科
	石材施工	石材科
	切削工具研削	機械科/製材機械科

	技能検定職種	対応する職業訓練指導員職種
せ	染色	染色科
そ	造園	造園科/森林環境保全科
た	ダイカスト	鑄造科
	タイル張り	左官・タイル科
	竹工芸	竹工芸科
	畳製作	畳科
	建具製作	木工科
	鍛造	鍛造科
ち	築炉	築炉科
	鑄造	鑄造科
	厨房設備施工	該当するものではありません
	調理	日本料理科
	調理	中国料理科
	調理	西洋料理科
て	テクニカルイラストレーション	機械科
	鉄筋施工	建設科
	鉄工	塑性加工科/造船科/構造物鉄工科/鉄道車両科
	鉄道車両製造・整備	鉄道車両科
	電気機器組立て	電気科/メカトロニクス科
	電気製図	電気科
	電子回路接続	該当するものではありません
	電子機器組立て	電子科
と	陶磁器製造	陶磁器科
	時計修理	時計科
	塗装	塗装科
	とび	とび科
	塗料調色	塗装科
な	内装仕上げ施工	インテリア科/床仕上げ科
	内燃機関組立て	自動車製造科/内燃機関科
に	ニット製品製造	ニット科
ね	熱絶縁施工	熱絶縁科
の	農業機械整備	農業機械科
は	配管	配管科/住宅設備機器科
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科
	バルコニー施工	該当するものではありません
	パン製造	パン・菓子科
	半導体製品製造	電子科
	帆布製品製造	帆布製品科
ひ	表装	インテリア科/表具科
	ビルクリーニング	建築物衛生管理科
	ビル設備管理	建築物衛生管理科
ふ	ファインセラミック製品製造	該当するものではありません
	複写機組立て	該当するものではありません
	婦人子供服製造	洋裁科
	舞台機構調整	該当するものではありません
	布はく縫製	縫製科
	プラスチック成形	プラスチック製品科
	フラワー装飾	フラワー装飾科
	プリント配線板製造	該当するものではありません
	ブロック建築	ブロック建築科
	粉末冶金	鑄造科
ほ	防水施工	防水科
	縫製機械整備	縫製機械科
	放電加工	機械科
	ほうろう加工	ほうろう製品科
み	みそ製造	発酵科
	眼鏡レンズ加工	光学ガラス科
	めっき	金属表面処理科
も	木工機械整備	木工科
ゆ	油圧装置調整	機械科
よ	溶射	該当するものではありません
	浴槽設備施工	配管科/住宅設備機器科
れ	冷凍空調和機器施工	冷凍空調機器科
	れんが積み	ブロック建築科/築炉科
ろ	ロープ加工	該当するものではありません
	路面標示施工	該当するものではありません
わ	枠組壁建築	建築科/枠組壁建築科
	和裁	和裁科

技能検定職種に対応しない職業訓練指導員免許職種

か	コピ・1-7制御科/航空機製造科/航空機整備科/計測機器科/建設機械運転科/クレーン科/港湾荷役科/公害検査科/介護サービス科/観光ビジネス科
さ	送配電科/自動車整備科/自動車車体整備科/織布科/測量科/事務科/情報処理科

た	電気工事科/電気通信科/電話交換科/デザイン科
は	発変電科/パルパ建築科/ボイラー科/フォークリフト科/貿易事務科/美容科/ホテル旅館・レストラン科
やら	溶接科/レーザー加工科/流通ビジネス科/理容科/臨床検査科

職業訓練指導員養成講習会 会場案内

会場	栃木県職業能力開発協会（栃木県庁舎西別館 2階会議室）
所在地	〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10栃木県庁舎西別館 ※下図,★の場所です
交通	関東バスN.O.54 西塙田・戸祭・宝木団地行き 県庁西門前バス停より徒歩約5分



会場QRコード

【広域図】



【付近図】



受講資格が大変複雑かつ厳密になっております。受講ご希望の方は、事前に事務局あて、お気軽にお問い合わせください。

お申し込みやお問い合わせは、以下へお願いいたします。

栃木県職業能力開発協会

48時間講習担当

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

Tel 028-643-7002 又は 070-4489-9471

mail tc-kentei1@tochi-vada.or.jp

http://www.tochi-vada.or.jp（申請様式がダウンロードできます）

職業訓練指導員養成講習受講申込書

職業能力開発促進法第28条により職業訓練指導員免許資格を取得するために受講したいので、関係書類を添えて申し込みいたします。

申込年月日 年 月 日

① 申込みに必要な情報について、受講者ご本人が記入してください。

免許職種			
氏名		生年月日	年 月 日
現住所	(〒 -)		
事業所名			
同所在地	(〒 -)		
TEL	(携 帯) (事業所) (自 宅)	E-mail	※添付ファイル送受信可能なもの
申込担当者 部署・氏名		郵送物 送付先	自宅 ・ 事業所 (いずれかに○)

② 該当する受講料の番号を○で囲んでください。

区分	いずれもテキスト代を含みます	
会 員	1) 15,000円	(税込)
会員外	2) 17,000円	(税込)

※会員とは、栃木県職業能力開発協会に入会している企業及び団体の従業員・組合員をいいます

③ 以下の受講資格一覧表の、該当する記号を○で囲んでください。

a	技能検定合格者(1級又は単一等級)	—	l	旧法の認定職業訓練(3年)労基法技能者養成修了者	7
b	大学卒業者(免許職種に係る学科を履修)	2	m	高等学校卒業者(免許職種に係る学科を履修)	7
c	短大・高専卒業者(")	4	n	旧法の専門的職業訓練(2年:3600時間),認定職業訓練(2年)修了者	8
d	応用課程の高度職業訓練技能照査合格者	1	o	旧法職業訓練(1年:1800時間),公共職業補導所(1年:1824時間)修了者	10
e	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)技能照査合格者	3	p	旧総合職業補導所(1年:1824時間)修了者	10
f	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)修了者	4	q	家事サービス職業訓練担当者	—
g	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)技能照査合格者	6	r	旧法特別高等訓練課程の養成訓練技能照査合格者	3
h	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)修了者(規則別表第2)	7	s	旧法特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
i	短期課程の普通職業訓練修了者(規則別表第4:700時間以上)	10	t	旧法高等訓練課程の養成訓練技能照査合格者	6
j	専修訓練課程の養成訓練修了者	10	u	旧法高等訓練課程の養成訓練修了者	7
k	外国の大学卒業者(免許職種に係る学科を履修)	2	v	旧法専修訓練課程の養成訓練修了者	10

(注) ・表の実務経験年数は、免許職種に関する学科(課程)の卒業(修了)でなければなりません

・氏名は戸籍上のものを記入し、現住所は字名まで記入してください

・受講資格によって、必要な書類が異なりますので、必ず受講案内でご確認ください

ご記入いただいた個人情報は、講習会及び職業訓練指導員資格取得に関するものみに使用いたします

1級（単一等級）技能士の方は、本証明書の記載は不要です。

実務経歴証明書

※必ず受講者ご本人が記入してください（証明欄を除く）

氏名		ふりがな	
学歴（最終学歴を学科名まで記入する）			
年月	卒業・修了		
訓練歴（該当者のみ記入する）			
年月	修了		
職歴			
※現在のものを最上段に記入してください			
就退職年月	勤務先（所属課名まで記入する）	勤務期間	
年月～ 年月		年月	
年月～ 年月		年月	
年月～ 年月		年月	
年月～ 年月		年月	
上記の者は、職歴記載のとおりの実務経歴に相違ないことを証明します			
年月日			
証明者	所在地又は住所		
	所属及び職名		
	氏名 (印)		
証明者の印または証明者自著によるサインをしてください			
電話 () - () - ()			

- ・必ず受講者ご本人が記入してください。（実務経歴証明欄を除く）
- ・職種に関する実務経歴は、事実に基づき正確かつ具体的に記入してください
- ・証明者は、所属団体長または事業主・事業所管理者等としてください（本人等客観的に判断できないものは認められません）
- ・自営の場合は、所属する組合・団体の長又は商工会・商工会議所等の証明を受けてください
- ・実務経歴が事実と相違ないことを事務局が確認することがあります